

議案第9号

京丹後市新型コロナウイルス感染症支え合い基金条例の廃止について

京丹後市新型コロナウイルス感染症支え合い基金条例を廃止する条例を別記のように定める。

令和6年2月26日提出

京丹後市長 中山 泰

提案理由

京丹後市新型コロナウイルス感染症支え合い基金条例の今後の在り方について検討した結果、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが2類相当から5類に移行したこと等、総合的に判断して、令和6年3月31日をもって廃止するものである。

(別記)

京丹後市新型コロナウイルス感染症支え合い基金条例を廃止する条例

京丹後市新型コロナウイルス感染症支え合い基金条例（令和２年京丹後市条例第２８号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和６年４月１日から施行する。

(京丹後市ふるさと応援寄附金条例の一部改正)

2 京丹後市ふるさと応援寄附金条例（平成２０年京丹後市条例第４３号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中第９号を削り、第１０号を第９号とし、第１１号を第１０号とする。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に廃止前の京丹後市新型コロナウイルス感染症支え合い基金条例に基づく基金に残額があるときは、当該基金の残額は、京丹後市ふるさと応援基金に引き継ぐものとし、その残額の処分は、なお従前の例による。

京丹後市ふるさと応援寄附金条例(平成20年京丹後市条例第43号)新旧対照表【附則第2項関係】

現行	改正案
<p>京丹後市ふるさと応援寄附金条例</p> <p style="text-align: right;">平成20年9月30日 条例第43号</p> <p>第1条 (略) (寄附金の使途指定)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 寄附者は、寄附金の使途を指定するときは、次に掲げる事業の中から指定するものとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(9) 京丹後市新型コロナウイルス感染症支え合い基金事業</u></p> <p><u>(10)・(11)</u> (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第3条～第7条 (略)</p>	<p>京丹後市ふるさと応援寄附金条例</p> <p style="text-align: right;">平成20年9月30日 条例第43号</p> <p>第1条 (略) (寄附金の使途指定)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 寄附者は、寄附金の使途を指定するときは、次に掲げる事業の中から指定するものとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(9)・(10)</u> (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第3条～第7条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>

【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和6年3月定例会

議案の 件名	議案第9号 京丹後市新型コロナウイルス感染症支え合い基金条 例の廃止について			政策等 の区分	計画 ・ 事業 ・ 条例 その他（ ）		
《政策等の概要》		《市民参加の状況》					
<p>新型コロナウイルス感染症に伴う市民生活、経済活動への影響に対し、感染症予防対策及び地域経済対策等に資するため、令和2年5月に設置した京丹後市新型コロナウイルス感染症支え合い基金を令和6年3月31日をもって廃止するものである。</p> <p>また、「京丹後市ふるさと応援寄附金条例」に規定されている寄附金の用途指定から、「京丹後市新型コロナウイルス感染症支え合い基金事業」の項目を削る改正を行うものである。</p>		<p>有 ・ 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）</p>					
		《財源措置の状況》（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）					
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
《政策等の必要性》		《将来にわたる効果及び経費の状況》					
<p>新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが2類相当から5類へ移行し、感染症対策は、個人の自主的な取り組みが基本となっていることや、感染症予防対策などの事業のために活用してきた基金の設置目的を一定果たしたことを総合的に判断し、基金を廃止するものである。</p>		<p>京丹後市新型コロナウイルス感染症支え合い基金条例廃止後の基金残額については、京丹後市ふるさと応援基金に引き継ぎ、コロナ対策関連経費の財源として活用を図る。</p> <p>R5年度末現在高見込：80,497千円</p>					
《提案に至るまでの経緯》		《総合計画等の整合》					
<p>R2.5.20 （市）京丹後市新型コロナウイルス感染症支え合い基金条例設置</p> <p>R5.5.8 （国）新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けを「2類相当」から「5類」へ変更</p> <p>R6.2.2 例規審査会</p>		総合計画 計画項目	8	生涯にわたる体とこころの健康づくり			
《政策等の実施時期》		○その他の計画(該当する場合のみ)					
		計画名称					
		策定年度					
令和6年4月1日から施行する。		計画期間					
		担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）			
		健康長寿福祉部	健康推進課	有 無			